

会 議 録

| 承 認 | | | 幹 事 | | | | 書 記 | | |
|---|------|------|--|-------------|-------------|-------------|-----|----|----|
| 会 長 | 池田委員 | 尾崎委員 | まちづくり 推進部長 | 都市計画 課 長 | 政策企画 課 長 | 建設指導 課 長 | | | |
| 7/8 | 7/14 | 7/18 | | | | | | | |
| 《開催日時・場所》 | | | 平成 26 年 7 月 4 日（金曜日）15：00～16：00 岸和田市立福祉総合センター1階大会議室 | | | | | | |
| 《名 称》 平成 26 年度 第 1 回岸和田市都市計画審議会 | | | | | | | | | |
| 《出席者》（審議会委員出欠状況） | | | | | | | | | |
| 池田 | 岡田 | 尾崎 | 川崎 | 京西 | 小岡 | 杉本 | 須藤 | 田中 | 道齋 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 牧 | 正木 | 水谷 | 宮川 | 山田 | 山本 | 雪本 | 吉田 | 若井 | / |
| × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | / |
| （委員 19 名中、17 名出席） | | | | | | | | | |
| 根末副市長 事務局：幹 事：森口まちづくり推進部長、大井都市計画課長、藤浪政策企画課長、福井建設指導課長 書 記：都市計画課：古門、秦、森田、小竹 | | | | | | | | | |
| 《傍聴者》 3 名 | | | | | | | | | |
| 《概 要》 | | | | | | | | | |
| ■委嘱状の交付 | | | | | | | | | |
| ■報告事項 | | | | | | | | | |
| 1. 平成 26 年度年間スケジュール（案）について | | | | | | | | | |
| 2. 大阪府第 7 回線引き見直しと岸和田市の対応について | | | | | | | | | |
| ■その他 | | | | | | | | | |
| 1. 次回の都市計画審議会の公開・非公開について | | | | | | | | | |
| 《内 容》 | | | | | | | | | |
| ■委嘱状の交付 | | | | | | | | | |
| 根末副市長より、各委員に委嘱状を交付。 | | | | | | | | | |
| ■岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について | | | | | | | | | |
| （会 長）平成 26 年度第 1 回都市計画審議会の会議録承認者として池田委員と尾崎委員の 2 名を指名。 | | | | | | | | | |
| ■報告事項 | | | | | | | | | |
| 1. 平成 26 年度年間スケジュール（案）について | | | | | | | | | |
| 年間スケジュール（案）を事務局より説明。 | | | | | | | | | |
| 【質疑の概要】 | | | | | | | | | |
| （委 員） *昨年度の第 2 回審議会で準防火地域の指定について報告があり、その時は平成 25 年度末に本審議会に諮問するということがあった。しかし本審議会で様々な意見があり、第 3 回審議会でも報告されたが、多くの委員から意見が出たため、再度検討し、適時報告することだった。今回、年間スケジュール案に準防火地域指定についての記載がないのは、今年度は都市計画審議会に諮らないという理解でよいか。 | | | | | | | | | |

(事務局) *準防火地域指定については、昨年度から上位計画の方針や検討状況について説明し、様々なご意見をいただいている。いただいたご意見については、その内容の調査・検討を進めている段階であるが、現時点で本審議会に報告できる熟度に達していないため、今後も引き続き、調査・検討を進め、目途がついたところで再度報告し、ご審議いただきたいと考えている。

2. 大阪府第7回線引き見直しと岸和田市の対応について

大阪府第7回線引き見直しと岸和田市の対応について、事務局より説明。

【質疑の概要】

(会 長) *今回一般保留を検討しているということだが、特定保留と一般保留については、特に区別はあるのか。

(事務局) *特定保留フレームは開発計画が確実なもので、昨年度、市街化区域に編入した岸和田丘陵地区のように明確な取組みがされているものに設定される。一般保留は、開発計画がまだ明確には固まっていない場合に設定されるが、大阪府では一般保留はなかなか認められない。ただ、岸之浦町については大阪府で埋立事業が行われており、一定の担保性・計画性があるので、一般保留に設定されている。

(委 員) *市街化区域編入については、対象となる区域がないということか。
*用途地域の見直しは、説明では「現況の土地利用との乖離により見直しが必要な地区」と「地形地物等の変更により界線の整理が必要な地区」等が中心であって、根本的に用途地域を考え直すことはしないのか。

(事務局) *線引き見直しによる市街化区域編入について、大阪府と協議を進めているところだが、大阪府の示す方針に沿った地区がなく対象区域はないが、岸之浦町のみ一般保留フレームに設定する手続きを検討している。

*用途地域については、根本的に見直すというよりは先程もご説明したように、地形地物の不整合が生じている区域や、工場が建つべき用途地域の地区に住宅地が立地しており、住宅地に悪影響を与えないようにする等の視点で調査し、必要があれば見直しを行う。

■その他

1. 次回都市計画審議会の公開・非公開について

開催候補日について、事務局と調整を行い、日程を決めることとし、公開について了承を得た。

* 諮問案件；①南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（岸和田市決定）について

* 報告案件；①大阪府第7回線引き見直しと岸和田市の対応について

②その他